

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 惠 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成28年度・平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 107機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、熊谷県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	春日部保健所、狭山保健所、加須保健所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、春日部高等技術専門校
農林部	東松山農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、茶業研究所
県土整備部	飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター
教育局	総合教育センター江南支所、嵐山史跡の博物館、文書館、加須げんきプラザ、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、浦和商业高等学校、浦和西高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、日高高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、蕨高等学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、春日部特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別

	支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、川口警察署、朝霞警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、久喜警察署

(3) 監査実施日

平成30年1月11日～平成30年2月13日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	高等看護学院	非常勤講師の報酬から源泉徴収する所得税等のうち、平成24年5月から平成30年1月までの徴収額について、誤った金額で徴収し税務署に納付していたことは不適切であった。
教育局	和光国際高等学校	行政財産使用許可に基づく管理費の調定について、次の点で不適切であった。

		<p>1 電子複写機の行政財産使用許可に基づく平成 29 年 1、2 月分の管理費について、平成 29 年 7 月まで調定、納入通知を行わなかった。</p> <p>2 食堂の行政財産使用許可に基づく平成 28 年 5 月～平成 29 年 1 月分の管理費について、平成 29 年 3 月まで調定、納入通知を行わなかった。</p> <p>3 食堂の行政財産使用許可に基づく平成 24 年 4 月～平成 29 年 2 月分の管理費について、多くの月で誤った金額の調定を行った。</p>
--	--	--

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
農林部	熊谷家畜保健衛生所	平成 28 年度の臨時職員の賃金について、賃金は毎月一定の期日に支払わなければならないところ、勤務条件通知書に賃金等の支払予定日を翌月 15 日以内と記載し、不定期に賃金を支払っていたことは不適切であった。
教育局	大宮商業高等学校	<p>平成 28 年度の産業廃棄物処理処分業務委託契約について、廃棄物の種類を特定せずに契約書に「廃プラスチック類」と記載し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には「混廃」と記載していたことは不適切であった。</p> <p>1 産業廃棄物処理処分業務委託契約（25,920 円）</p> <p>2 産業廃棄物処理処分委託契約（8,640 円）</p>